

第3章 未来につなげる循環型社会づくりの推進

3 再生可能エネルギーへの取組

再生可能エネルギーとは、太陽光、太陽熱、風力、波力・潮力、流水・潮汐、バイオマスなど、一度利用しても、比較的短期間に再生が可能であるため、適切に利用すれば、枯渇の恐れがなく、ほぼ無限に利用可能なエネルギー資源のことです。本市では、太陽光発電をはじめとする公共施設への率先導入のほか、潮流発電の実証実験の実施など、再生可能エネルギーの利用を推進しています。

●北九州技術センター E 館（新日鉄エンジニアリング株式会社）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「次世代省エネルギー等建築システム実証事業」に全国 8 件のうちの 1 つとして選定された日本最先端の環境配慮ビルです。温度・光・気流など 2000 点を超えるデータを活用した BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）など、日本最先端の環境技術を数多く取り入れ、35% のエネルギー・CO₂ 削減が見込まれています。

●小倉駅小倉城口側ペDESTリアンデッキ

小倉駅小倉城口側のペDESTリアンデッキ上に、ライトスルー型太陽光発電ルーフを設置しました。

●関門海峡潮流発電設置推進事業

潮流をブレード等で受けて風力発電と同じ原理で発電するものが、潮流発電です。本市では、国内でも有数の潮流が早い関門海峡に、平成 24 年 3 月に実証実験機を設置しています。

●薄膜太陽電池の導入

市役所本庁舎の南玄関や会議室、北九州空港の歩行者道路屋根に薄膜太陽電池を導入しています。



小倉駅ペDESTリアンデッキ



北九州空港薄膜太陽電池

4 太陽光発電等への補助金交付事業

家庭・業務部門における地球温暖化対策を推進するため、市民による太陽光発電システムの設置および事業者による屋上緑化事業に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。また、平成 24 年度より家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する市民に対する補助制度を開始しました。

◆平成24年度 補助事業実績

補助対象設備	補助率	補助金交付件数
太陽光発電システム	一律6万円/件	1,381件
家庭用燃料電池（エネファーム）	一律8万円/件	77件
屋上緑化	補助対象経費（※）の1/2 または、緑化面積1㎡あたり2万円 で算出した額のいずれか小さい金額 1件あたり上限100万円以内	2件

※屋上緑化設備に係る補助対象経費とは、①樹木等の購入費用、植栽、客土および支柱設置等に要する費用 ②緑化に必要な土留、排水、灌水、防水等の工事に要する費用を指します。なお、建築物の構造補強、ベンチ、飛石、照明、転落防止柵等に係る費用は対象ではありません。

5 グリーン電力証書

太陽光、風力などの自然エネルギーにより発電されたグリーン電力は、発電時に CO₂ がほとんど発生しないという「環境付加価値」があります。この環境付加価値を証書にして取引する制度がグリーン電力証書制度です。この制度では、証書を購入することで、普段使用している化石燃料由来の電力を見かけ上グリーン電力に書き換えることができます。また、購入により得られた収益は、更なる自然エネルギーの普及に再投資されることとなります。本市では、グリーン電力証書化モデル事業により、北九州市がグリーン電力証書を発行して販売する仕組みを構築し、市内で行われるイベント等にグリーン電力証書を販売しています。



「エコテック 2012」に販売したグリーン電力証書

第1節 最適な「地域循環圏」の構築

1 ごみの減量化・資源化の取組

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加えた、今後 10 年間の先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成 23 年に策定しました。

●事業系ごみ対策の強化について

平成 16 年 10 月から、事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

- （目的）排出事業者の自己処理責任の徹底、事業系ごみの減量化・資源化の推進、ごみ処理経費の削減
- （実施内容）
 - 事業系ごみの市収集の原則廃止
 - 自己搬入ごみの処理手数料の改定（700 円/100kg ⇒ 100 円/10kg）
 - リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設での受け入れ廃止
 - かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

●「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定める減量化・資源化計画書策定事業者の拡大（平成 19 年 4 月）

条例では、廃棄物の減量、発生抑制、適正包装の推進のため、一定の延べ床面積以上の大規模事業者や、一定排出量以上の大量排出事業者には、「廃棄物管理責任者の選任」や「再使用又は再利用に関する計画書の提出」などが義務付けられており、事業者のごみ排出抑制などの指導強化を図るため、大規模事業者対象の基準を延べ床面積 3,000m² 以上に、店舗面積 500m² 以上の小売店も対象とし、計画書策定事業者の拡大を図りました。

●家庭系ごみの循環システム構築の取組について

平成 13 年から地球全体の資源・エネルギーが限りあるものであることを踏まえ、「リサイクル型」を、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」からグリーン購入に至る総合的な取組を基本とする「循環型」へと基本理念を発展させ、大量生産、大量消費、大量リサイクルからの脱却と、資源化物を含むごみの総排出量を抑制する取組を進めています。

（本市の主な取組）

- 平成 5 年 7 月 かんびん分別収集の開始
- 平成 9 年 11 月 ペットボトル分別収集の開始
- 平成 10 年 7 月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
- 平成 23 年 8 月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定

●グリーン購入の推進

グリーン購入とは、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。循環型社会のモデル都市を目指す本市は、率先して市役所内でのグリーン購入に取り組むため、平成 13 年 10 月に「北九州市環境物品等の調達に関する基本方針（北九州市グリーン購入基本方針）」を策定・実行し、例年おむね 100% の達成率で推移しています。

平成 24 年度の環境物品調達率は、99.39%（平成 23 年度 99.59%）でした。

2 北九州市民環境パスポート（カンパス）事業

市民が楽しみながら環境活動に参加できるきっかけを提供するため、平成 18 年 12 月からレジ袋削減運動を中心とした「カンパスシール事業」を展開しています。レジ袋削減の取組は、直接ごみの減量化に結びつくだけでなく、レジ袋製造に使用される資源（石油）の節約や、CO₂ 削減による地球温暖化対策にもつながり、また、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育成するという効果もあります。

(1) 事業の内容

参加店で概ね 200 円以上の買い物をした際にレジ袋を辞退すると、シールが 1 枚もらえる仕組みで、20 ポイントたまると参加店共通の 50 円の割引券として利用できます。事業期間は、平成 18 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までで、参加店はポイントシールの購入により原資を負担し、行政は、運営・PR の部分を担っています。



平成 25 年 3 月のレジ袋お断り率は 23.9% でした。(併用ポイント・脱退店分を含む)

(2) 環境負荷削減効果

事業開始から平成 25 年 3 月末までの間 (6 年 4 ヶ月) にカンパスシールは約 10,431 万枚が発行され、約 10,431 万枚以上のレジ袋、ごみ量としては約 1,043 トン※1、二酸化炭素排出量は、約 6,258 トン※2 が削減されたこととなります。

※1 レジ袋 1 枚を 10g として換算

※2 レジ袋 1 枚で 60g の CO₂ の発生を抑制するとして換算



◆参加状況(平成 25 年 4 月現在)

業 種	参加店数	構成比
スーパーマーケット	76	33.6%
商 店 街	84	37.3%
百 貨 店	6	2.7%
個 人 商 店	16	7.1%
家 電 量 販 店	8	3.5%
病 院 内 売 店	1	0.4%
ホ ー ム セ ン タ ー	1	0.4%
ド ラ ッ グ ス ト ア	33	14.6%
そ の 他	1	0.4%
合 計	226	100.0%

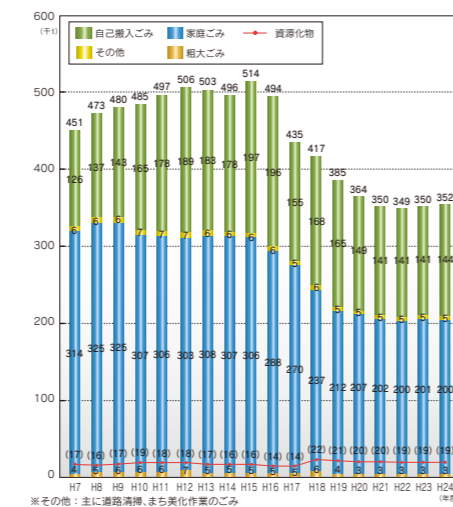
3 ごみ処理の現況

ごみ処理計画に従い、家庭ごみ(生ごみや紙くずなど)、資源化物(かん・びん・ペットボトル・紙パックなど)や粗大ごみの計画収集及び不法投棄物、側溝清掃のごみなどの清掃業務や、家庭ごみや粗大ごみの焼却処理、資源化物のリサイクルなどを行っています。また、環境保全と資源保護のためにごみの減量化・資源化にも取り組んでいます。

(1) ごみ量の推移(市施設処理分)

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」など、ごみの減量・リサイクル施策に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 51 万 4 千トンから平成 24 年度には、35 万 2 千トンと約 16 万 2 千トン減少しました。

◆本市のごみ量の推移



(2) 収集

●家庭ごみ

家庭から排出される生ごみや紙くずなどを、有料指定袋を使用して回収しています。

平成 10 年 7 月に有料指定袋制度を導入し、平成 18 年 7 月に有料指定袋の料金変更をしました。

(大(45ℓ) 50 円/枚、中(30ℓ) 33 円/枚、小(20ℓ) 22 円/枚、特小(10ℓ) 11 円/枚、収集回数：週 2 回)

〔家庭ごみの収集量〕

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	207,343	201,514	200,154	200,982	199,841

●自己搬入

市の処理施設に、許可業者又は排出者自らが搬入するごみで、市による収集の原則廃止など平成 16 年 10 月に事業系ごみ対策を実施しました。

〔自己搬入量〕

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
搬入量 (t)	148,622	140,593	141,369	140,591	144,175

●粗大ごみ

粗大ごみ受付センターでの戸別収集(月 1 回)や申込み・収集を町内会単位で行う「粗大ごみ町内会回収」などのサービスを行っています。

〔粗大ごみの収集量〕

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	3,364	3,115	3,043	3,189	3,144

●資源化物の分別収集

分別収集・リサイクルは、市民や事業者の主体的な取組を積極的に活用し、各主体が各々の責任のもとで分担して取り組むことで、環境に対する意識の向上や地域コミュニティの醸成、行政コストの削減などにつながるものです。

- a. 行政が回収しているもの(かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パック、トレイ、蛍光管、小物金属)
- b. 市民の自主的な取組を支援しているもの(古紙)
- c. 事業者が取り組むもの(電池、リターナブルびん、新聞、ちらしなど)

〔かん・びん、ペットボトルの収集量〕

(有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	11,541	11,468	11,095	10,961	10,874

〔プラスチック製容器包装の収集量〕

(有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	7,981	7,744	7,693	7,594	7,451

〔紙パック・トレイの収集量〕(拠点回収方式)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	409	387	365	333	308

〔蛍光管の収集量〕(拠点回収方式)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	99	108	100	97	94

〔小物金属の収集量〕(拠点回収方式)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
収集量 (t)	144	164	138	119	113

〔古紙集団資源回収量〕

年	H20	H21	H22	H23	H24
回収量 (t)	32,562	30,519	29,485	29,106	28,708

(3) 中間処理

中間処理とは、廃棄物の容量、質、形状などを変えて処理しやすくしたり、無害化したりすることで、本市では、焼却処理施設、破碎処理施設及び資源化施設で中間処理を行っています。

●焼却

新門司工場、日明工場、皇后崎工場の 3 つの焼却工場があり、処理能力は合わせて 2,130 トン/日で、市内から排出される可燃性のごみは、すべて焼却処理できる体制になっています。

各設備の稼働状況・運転アータの推移などは安定しており、各工場とも適正な運転管理がなされています。

また、焼却炉の経常的な損耗劣化に対しては、各工場とも年 1 回のオーバーホール(補修)を実施しています。

施設名称	処理能力	平成 24 年度処理実績	実績比率
新門司工場	720t/日	104,508 t	28%
日明工場	600t/日	114,825 t	31%
皇后崎工場	810t/日	155,846 t	41%
計	2,130t/日	375,179 t	100%

● 破碎

大型家庭廃品や建築廃材などの粗大ごみを破碎して焼却処理しやすいように前処理することを破碎処理といいます。平成 24 年度には、新門司工場、日明工場粗大ごみ資源化センター、皇后崎工場で合わせて 37,885 トンを破碎処理しています。

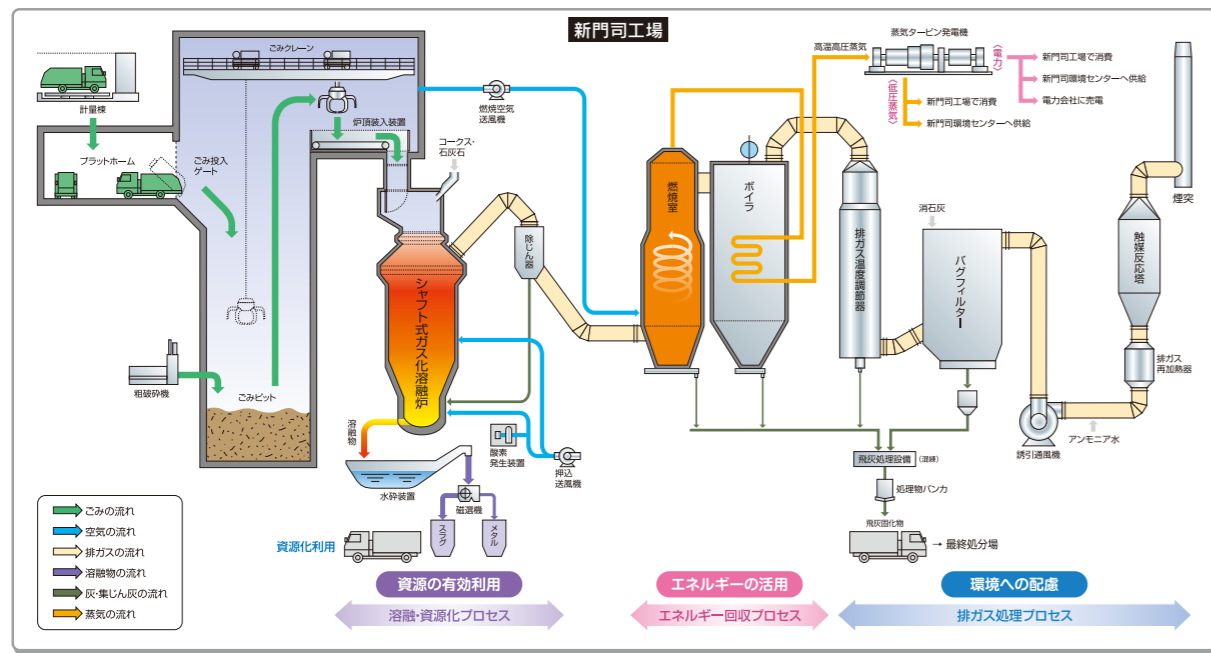
(4) 埋立処分

若松区響灘に海面埋立地「響灘西地区廃棄物処分場」を建設し、平成 10 年 10 月から廃棄物の埋立を開始しました。処分場で受け入れる廃棄物の種類は、焼却灰・不燃物などの一般廃棄物、建設廃材、そのほか有害でない産業廃棄物です。

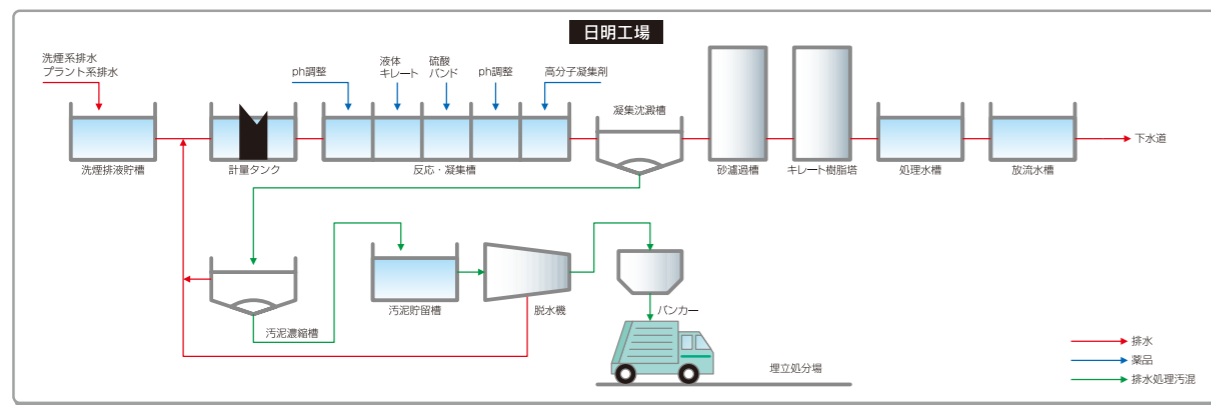
(5) 公害防止対策

ごみ処理による大気汚染や水質汚濁などの環境汚染を防止するため、バグフィルターや塩化水素除去装置などの公害防止施設を設置し、適切な運転管理を行っています。焼却工場の排ガス・排水、最終処分場の排水などは、定期的に検査を実施し、排出基準値の遵守状況を確認しています。

◆ 排ガスのフロー



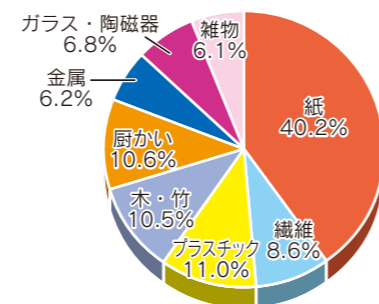
◆ 排水処理フロー



(6) 省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、ごみを焼却する際に発生する蒸気エネルギーを自家発電や施設の空調設備等に供給し、また、余剰電力を他の公共施設へ送電したり、電気事業者へ売電したりしています。

◆ 平成 24 年度 ごみ組成分析



※平成 24 年度中に新門司、日明、皇后崎の 3 焼却工場に搬入されたごみの組成の平均値を示したものの。

(7) し尿処理

市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い年々減少しています（平成 24 年 8 月約 3,200 世帯）。収集されたし尿は、浄化センターで処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。

また、本市では、浄化槽の普及促進のため、平成元年 4 月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。

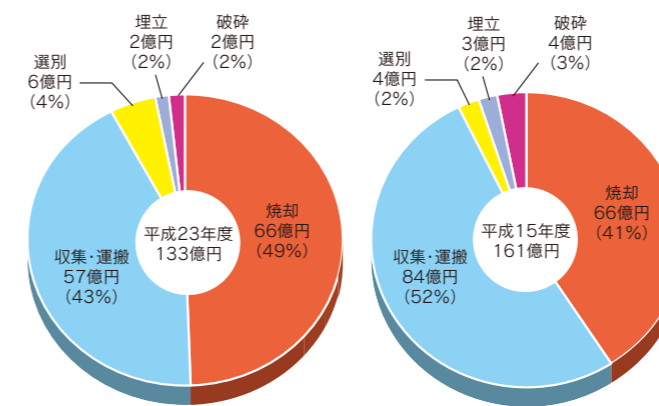
4 ごみ処理経費

平成 23 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 133 億円（うち、リサイクル約 11 億円）の経費（収集運搬、破碎、選別、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費）がかかっています。

平成 15 年度と比べると、平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 28 億円の経費を削減しました。

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 53%）がかかっています。

◆ ごみの処理別経費



5 北九州市建設リサイクル資材認定制度

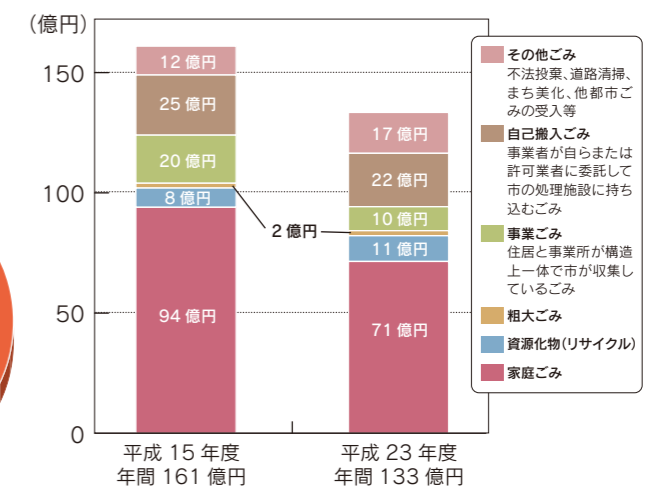
本市は、平成 14 年度に政令市で初めて「建設リサイクル資材の認定制度」を開始し、平成 15 年度に「北九州市建設リサイクル行動計画」、平成 25 年度に「北九州市建設リサイクル行動計画 2013」を策定して、建設リサイクルの推進に取り組んでいます。また、平成 18 年度から LCA（ライフサイクルアセスメント）的評価※を採用しています。平成 24 年度末時点において、建設リサイクル資材として 76 資材を認定しており、今後、資源循環型社会を構築するために、建設リサイクル資材の利用促進を図ることが重要です。

※ LCA 的評価：資材のライフサイクル（原料採取からリサイクル、廃棄に至るまで）の環境負荷を算出して環境への影響を評価する手法を参考にして、地球温暖化防止への貢献など比較項目を設定、選択することにより点数化する簡易的な評価手法

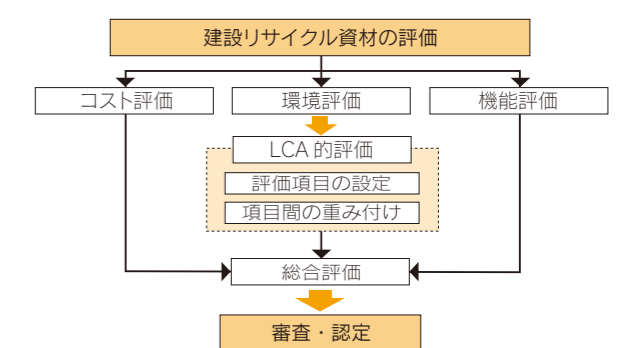
◆ 家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成 15 年度	平成 23 年度	対 15 年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	133 億円	▲28 億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94 億円 (約 58%)	71 億円 (約 53%)	▲23 億円
1 日あたりの処理費用	2,600 万円	1,900 万円	▲700 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	7,300 円	▲2,100 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	16,800 円	▲5,600 円

◆ ごみの種類別経費



◆ 建設リサイクル資材評価検討フロー

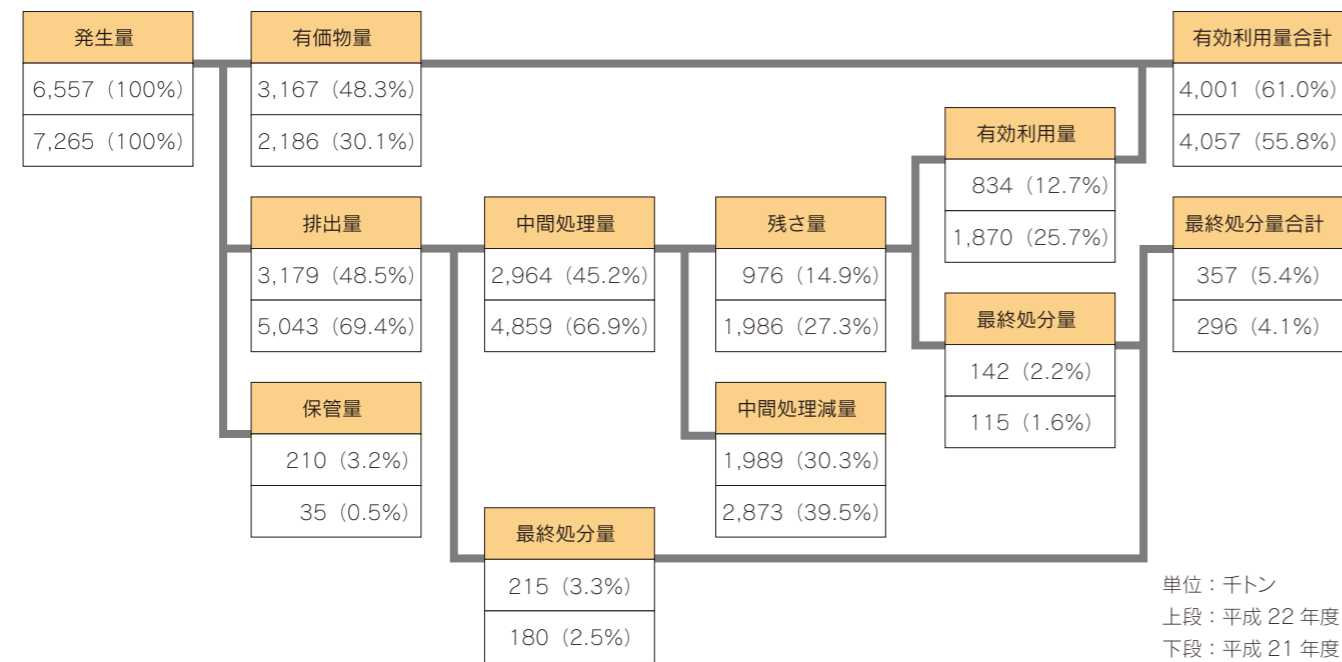


6 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の20種類のことをいいます。産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものです。

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー



●立入検査、報告徴収

排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（平成24年度）

立入検査	巡回※	措置命令
1,268	1,528	0
改善命令	その他文書指導	報告徴収
1	8	402

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

●不法投棄の防止

不法投棄防止パトロールにより、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視して不法投棄物の撤去指導を行っています。また、不法投棄等通報員を任命して、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理について通報を求め、投棄されやすい場所のうち30箇所に監視カメラを設置するなどしています。

◆産業廃棄物処理業者数（平成25年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	956	175	6	1,137

●自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進しています。

◆特別管理産業廃棄物処理業者数（平成25年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	248	23	0	271

第2節 環境産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

本市は、平成9年7月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成14年8月にはエコタウン事業第2期計画を策定、平成16年10月には、その対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

〈これまでの取組と成果〉

- 事業数 28事業（各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大の事業集積）
- 実証研究数 57研究（終了分を含む）
- 総投資額 約685億円（市67億円、国等121億円、民間497億円）
- 雇用者数 1,389名

●総合環境コンビナート

各種リサイクル工場等を集積したゼロ・エミッション型コンビナートのモデルとして形成を図っているエリア



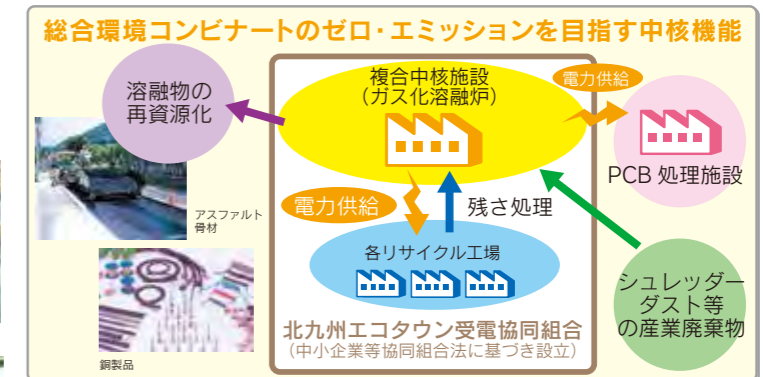
●響りリサイクル団地

市内の企業・ベンチャー企業が先駆的な技術や斬新なアイデアを駆使してリサイクル事業に取り組むことを支援するエリアで、フロンティアゾーン（食用油リサイクル事業、洗浄液・有機溶剤リサイクル事業廃プラスチックリサイクル事業等）と自動車リサイクルゾーンに分かれています。

- その他の地区（若松区響灘地区・門司区・八幡東区・八幡西区・戸畑区）
パチンコ台や廃木材・廃プラスチックのリサイクル事業などを行っています。



◆総合的な展開（北九州方式3点セット）





●実証研究エリア

実証研究エリアは、最先端の廃棄物処理技術やリサイクル技術を産・学・官が連携しながら実証的に研究し、国内外の環境問題の解決に貢献する目的で整備したものです。



北九州市エコタウンセンター廃棄物研究施設



九州工業大学エコタウン実証研究センター



多機能盛土による汚染土壌等の長期隔離・保管に関する実証研究施設

●北九州市エコタウンセンター

エコタウン事業を生きた教材とした環境学習拠点として、また、エコタウン全体の中核的施設として、実証研究エリア内に北九州市エコタウンセンターを平成 13 年 6 月に開設しました。

- ・平成 24 年度視察者：エコタウンセンター 31,106 人、エコタウン事業全体 103,867 人
- ・エコタウンセンターの主な機能：市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術、製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修、講義の実施、研究活動支援

2 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内の産業・技術分野の取組や成果の中から、環境配慮型製品・技術及びサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、その拡大、浸透を図る取組を行うことにより、市内産業界全体の環境配慮活動を促進します。平成 24 年度までに、148 件の製品や技術、32 件のサービスを選定しています。

〈主な選定製品・サービス〉



画像処理応用技術を利用した外観検査装置

取り付け簡単!電気も不要!
エコで涼しいお庭の冷却ミストクーラー
(ガーデンクーラー)環境配慮ウォシュレット一体形衛生器具
(ネオレストハイブリッド)

3 九州環境技術創造道場

「世界の環境首都」づくりの一環として、優れた環境人材の創出を目的とする「九州環境技術創造道場」を実施し、環境、特に廃棄物分野での専門知識を有する技術者を育成しています。受講後は主として九州地域ひいてはアジアの廃棄物問題の総合的な技術者、環境ビジネスのリーダーとしての活躍を期待しています。平成 16 年度から毎年開催され、平成 24 年度までに民間・行政からの受講生 207 名が修了しています。

4 エコアクション 21 の認証・登録の支援

市内中小企業者等の環境への取組を促進するため、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション 21」の導入セミナーや、認証・登録に向けた実践講座を無料で開講しています。

この取組は、事業の効率化、廃棄物の削減や省エネルギー化、企業間の取引要件（環境経営の要請等）に対応可能となるなどのメリットがあり、平成 24 年度までに、市内 138 企業が認証・登録されています。

5 環境未来技術開発助成事業

新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究、フィージビリティスタディ (FS) 研究に対して研究費を助成し、新規の環境技術開発の支援を行っています。平成 24 年度までに、92 件の研究に対して助成を行っています。

6 小型電子機器等の再資源化促進事業

本市では、平成 20 年 9 月より携帯電話やデジタルカメラ、ビデオカメラなど、使用済みの小型電子機器を回収し、その中に含まれるレアメタルなどの貴重な金属を資源として有効活用するための実証実験を行ってまいりましたが、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことから、これまでの実証実験の成果を踏まえ本市の事業として、小型電子機器等のリサイクルを開始しました。

レアメタル：地球上に元々存在する量が少なかったり、量は多くても経済的、技術的に取り出すのが難しかったりする金属のこと。

●事業の概要

- ・開始時期：平成 25 年 8 月 1 日
- ・回収方法・回収場所：ボックスによる回収（スーパー、ホームセンター等の小売店 57 ヶ所、行政施設（市役所本庁舎及び各区役所）8 ヶ所）、粗大ごみからの選別（日明粗大ごみ資源化センター）

●実証実験の結果

- ・平成 24 年度回収量：約 3,300kg

7 家庭系廃食用油回収事業

本市では、エコタウンに立地する九州・山口油脂事業協同組合と協力し、家庭ごみとして焼却処分していた家庭系廃食用油をバイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルする事業を平成 12 年度から推進しています。市民センター等 15 箇所やスーパーマーケット等協力店舗 34 箇所に回収ボックスを設置し、市民がペットボトル等の栓付き容器ごと持ち込み回収する方法で行っています。

リサイクルした BDF は、ごみ収集車 11 台と市営バス 1 台に使用しています。



8 北九州エコタウン事業の PR

(1) エコテクノ展

地域産業界の環境意識の高揚と環境ビジネスの振興・発展等を図るため、西日本最大規模の見本市「エコテクノ」展を開催しています。本市のブースでは、環境モデル都市としての本市の取組の紹介や北九州エコプレミアム製品・サービス等の PR を行っています。

開催日：平成 24 年 10 月 11 日(木)～13 日(土)

会場：西日本総合展示場

来場者：27,588 人

(2) エコプロダクツ展

環境に配慮した製品やサービスを一堂に集め、新規ビジネスの促進や環境に関する情報発信・交流を目的に国内最大の環境総合展示会「エコプロダクツ」展が開催されています。

開催日：平成 24 年 12 月 13 日(木)～15 日(土)

会場：東京ビッグサイト



第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

来場者：178,501人

9 リチウムイオン電池のリユース・リサイクル

将来、ハイブリット車や電気自動車の普及に伴いリチウムイオン電池の大量発生が見込まれるため、本市では、他の自治体に先駆けて、平成23年7月に、産学官によるリチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会を設立し、研究開発から事業化に至るまでの支援を進めてきました。今後は、社会システム構築に向けた検討等、引き続き事業化（次世代資源循環産業拠点の形成等）に向けた取組みを進めていくこととしています。

10 ごみの減量化・資源化に関する啓発

●施設見学

一般市民や小・中学生を対象に、新門司工場、日明工場、皇后崎工場、日明・本城かんびん資源化センター、プラスチック資源化センターの見学会を実施しています。（平成24年度 施設見学者数 15,764人）

11 地産地消の推進

地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組を、北九州市でも積極的に推進しています。地産地消により、市内で健全な農林水産業が営まれることは、農地、山林や海を健全な状態で守っていくことになり、また、外国など遠方からの食料輸送に比べると、CO₂発生などの環境負荷の低減にもつながります。

主な取組として、市内産農林水産物の消費宣伝、学校給食への食材供給、海の幸・山の幸を愛する地産地消サポーター活動などを行っています。



第1節 生物多様性を大切にしまちづくり

1 「曽根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成11年3月に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曽根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曽根干潟の環境調査を実施しています。

2 北九州市生物多様性戦略の推進

平成22年11月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を策定しました。「都市と自然との共生」（都市のなかの自然・自然のなかの都市）を基本理念に「5つの目標」と「5つのリーディングプロジェクト」で施策を展開しています。

- ① 多様な自然環境の保全→地域固有の生態系の保全と利用
- ② 市民が育む自然→自然環境に精通した人材の育成
- ③ 身近に自然を感じる都市づくり→響灘・鳥がさえずる緑の回廊による響灘埋立地の緑の創成
- ④ 市民と自然とのふれあいの推進→里地里山の持続的な利用
- ⑤ 自然・生物に関する情報の整備→自然環境調査の実施とデータベースの構築

同戦略は、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が、進行管理しており、平成24年度には、講演会やエコツアーの開催などの活動に取り組み、約2,000名が参加しました。

3 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。本構想は、響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ります。

●「緑の回廊づくり」（道路沿線緑地の整備）

- ・「響・どんぐり銀行」 どんぐりの種から苗木を育てる仕組みで、平成24年度はどんぐり拾いに小学校6校が参加し、育苗に小学校7校、14事業者、NPO等3団体や市民も参加しました。
- ・「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」（平成17年度～） 国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行うもので、平成24年度までに8回の植樹会が開催され89,000本を植樹しました。平成24年度は響町入口交差点付近に10,000本を植樹し、約1,500名が参加しました。

●「緑の拠点づくり」

（拠点となる緑地の整備）

平成17年度に緑地整備の基本計画を策定し、平成24年10月には、「響灘ビオトープ」がオープンして、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

